

交野市告示 24 第 58 号

騒音規制法に基づく規制地域の指定について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 地域

交野市全域

騒音規制法に基づく規制基準の設定について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 規制基準

時間の区分		朝	昼間	夕	夜間
区域の区分		午前 6 時から 午前 8 時まで (単位デシベル)	午前 8 時から 午後 6 時まで (単位デシベル)	午後 6 時から 午後 9 時まで (単位デシベル)	午後 9 時から 午前 6 時まで (単位デシベル)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の 周囲 50メートルの区域及 び第二種区域の境界から 15メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備考

- 1 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の

各号に掲げる地域をいう。

- (1) 第一種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - (3) 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域
 - (4) 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日においては既に着工されているものを含む。)をいう。

交野市告示 24 第 60 号

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度の区域の設定について

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）の別表の備考の規定により、a 区域、b 区域及び c 区域に該当する区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 区域

(1) a 区域に該当する区域

平成 24 年交野市告示第 58 号（騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) b 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) c 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

騒音規制法に基づく特定建設作業の規制区域の指定について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 4 3 年 / 厚生省 / 建設省 / 告示第 1 号）別表の第 1 号（以下「別表第 1 号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定し、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 区域

(1) 別表第 1 号イに該当する区域

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域

(2) 別表第 1 号ロに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) 別表第 1 号ハに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

(4) 別表第 1 号ニに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 8 0 メートルの区域内の地域